

我孫子市違反広告物の除去に関する規則

平成18年3月31日規則第14号
改正

平成22年5月28日規則第39号

平成25年3月1日規則第11号

平成26年1月28日規則第2号

平成26年3月17日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市生活安全条例（平成17年条例第38号）第11条に規定する違反広告物除去サポーター（以下「除去サポーター」という。）及び違反広告物除去サポート団体（以下「除去サポート団体」という。）の任務、活動その他必要な事項を定める。

(違反広告物)

第2条 この規則において「違反広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の除却の対象となる千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）第3条から第6条までの規定に違反して表示又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件をいう。

(除去サポート団体等の任務)

第3条 除去サポーター及び除去サポート団体（以下「除去サポート団体等」という。）は、市長の委任に基づき違反広告物の除去を行うことを任務とする。

(除去サポート団体等の登録)

第4条 市長は、市内に在住又は通勤・通学する満20歳以上の者で違反広告物の除去を行うことが適当であると認めたものを、除去サポーターとして登録する。

2 市長は、次に掲げる要件を満たす団体で違反広告物の除去を行うことが適当であると認めたものを、除去サポート団体として登録する。

(1) 活動の本拠が本市にあること。

(2) 構成員の数が2人以上であること。

(3) 市内に在住又は通勤・通学する満20歳以上の者で構成されること。

3 前2項の登録を受けようとする個人又は団体は、市長の指定する日までに、違反広告物除去サポート団体等登録（新規・更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 違反広告物除去サポート団体構成員名簿（様式第2号）（団体に限る。）

(2) 除去活動計画書（様式第3号）

(3) 第9条第2項に規定する除去物の一時保管場所を示す図面

(4) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、除去サポート団体等を登録したときは、違反広告物除去サポーター登録証又は違反広告物除去サポート団体登録証（様式第4号）を当該個人又は団体に交付する。

(登録期間等)

第5条 除去サポート団体等の登録期間は、2年間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを更新することができる。

2 除去サポート団体等は、登録期間の更新を受けようとするときは、当該期間の満了の日までに申請書を市長に提出するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 除去サポート団体等が申請書の内容を変更しようとするときは、違反広告物除去サポート団体等変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(講習の受講等)

第7条 除去活動に従事する除去サポーター及び除去サポート団体の構成員は、市が開催する違反広告物除去に関する講習を受講しなければならない。ただし、市長がこれと同等以上の知識を有すると認める者については、講習の受講を免除することができる。

2 市長は、前項の講習を受講した者又は市長がこれと同等以上の知識を有すると認めた者に対し、違反広告物除去員証(様式第6号)及び腕章を交付する。

(除去活動の実施)

第8条 除去サポート団体等が行う違反広告物の除去活動は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 第4条第3項第2号の除去活動計画書に示されたものであること。

(2) 除去サポーターにあっては2人以上共同して、除去サポート団体にあっては構成員2人以上で行うこと。

(3) 違反広告物除去員証を携帯し、腕章を着用すること。

(4) 関係法令及びこの規則に従うとともに、市長の指示に従うこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、事前に市長に連絡した日時及び場所において、除去活動を行うことができる。

3 除去サポーター及び除去サポート団体の構成員は、除去活動によって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(除去した広告物の引継ぎ)

第9条 除去サポート団体等は、除去した広告物を市に引き継がなければならない。

2 除去サポート団体等は、必要がある場合は、前項の引継ぎまでの間、除去した広告物を一時保管することができる。

3 除去サポート団体等は、前項の一時保管をする場合は、違反広告物保管簿(様式第7号)を作成し、保管しなければならない。

(報告書の提出)

第10条 除去活動を実施した除去サポーター及び除去サポート団体の代表者は、違反広告物除去活動報告書(様式第8号)に前条の違反広告物保管簿を添付して、市長に提出するものとする。

(報酬等)

第11条 除去サポート団体等の活動は、無報酬とする。ただし、市長は、予算の範囲内において、除去サポート団体等に対し、必要な用具を提供するものとする。

2 除去サポート団体等の活動中の事故等については、我孫子市市民公益活動補償制度実施要綱(平成15年告示第111号)に定めるところにより対応する。

(活動の中止)

第12条 除去サポート団体等が解散又は活動を中止するときは、違反広告物除去サポート団体等活動廃止届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第13条 市長は、除去サポート団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の登録を取り消すことができる。

(1) 除去サポート団体の構成員が2人未満となったとき。

(2) 除去サポート団体等としてふさわしくないと認められる行為を行ったとき
その他除去サポート団体等として適当でなくなったと市長が認めたとき。

(登録証等の返却)

第14条 除去サポート団体等は、前2条の規定により活動を中止等するときは、第4条第4項の登録証、違反広告物除去員証及び腕章を返却しなければならない。

(補則)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月28日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月1日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第7条第2項の規定により交付されている身分証明書は、改正後の第7条第2項の規定により交付された違反広告物除去員証とみなす。

附 則 (平成26年1月28日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。